

第2章

本町における状況

1 東浦町の現状

(1) 生活保護

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

【生活保護世帯数の状況】（3月末日時点）

単位：世帯

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東浦町	保護世帯数	116	122	121	109	104
	うち母子世帯	0	1	3	1	1

※知多福祉相談センターのあらまし

(2) 就学援助

経済的な理由によって就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

【準要保護の認定者数】（3月末日時点）

*準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

単位：人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	274	283	302	292	276
中学校	175	179	171	163	150
合計	449	462	473	455	426

※ひがしうらのすがた

(3) 母子家庭等医療費助成

また、母子家庭等医療費助成は、母子家庭の母、父子家庭の父で、18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童を監護・養育している方と子どもが医療にかかった場合に、医療費を支給します。

【母子家庭等医療費助成の受給者数の状況】（3月末日時点）

単位：人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受給者数 (年度中平均)	761	744	698	693	666
うち子の受給者数	424	422	396	398	376

※ひがしうらのすがた、福祉医療費（母子・父子家庭）支給状況報告書（月報）

（4）ひとり親家庭等手当

ひとり親家庭等手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父または母が重度の心身障がいの状態にある家庭等で、18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童（児童扶養手当については、障がいのある児童の場合は20歳未満）を監護・養育している方に支給される手当です。

【児童扶養手当の受給世帯数の状況】（3月末日時点）

単位：世帯

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全部支給	151	148	135	110	135
一部支給	123	120	115	125	79
全部停止	27	29	31	27	34
受給世帯数	301	297	281	262	248

※市町村別受給者数等報告一覧表

【東浦町遺児手当の受給世帯数の状況】（3月末日時点）

単位：世帯

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受給世帯数	374	359	342	330	125*

※東浦町ひとり親家庭等手当受給者データ

*平成28年度制度改正により、手当の支給期間について18歳到達年度の末日までから18歳到達年度の末日までの最長60月（5年）に変更。

2 アンケート調査の実施

東浦町のひとり親家庭等の生活実態及び意見・要望を把握し、子どもの貧困対策計画策定や施策推進の基礎資料とするために実施しました。

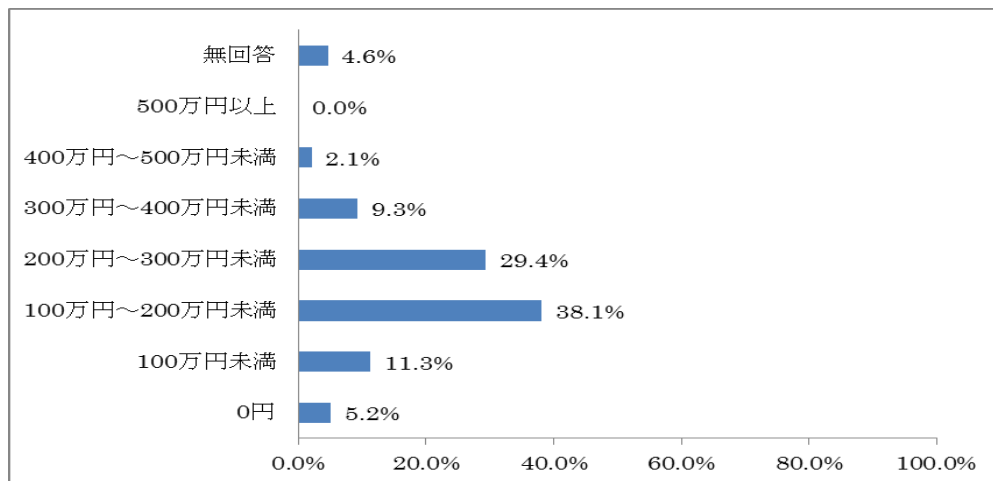
(1) アンケート調査の実施概要

調査名	調査期間	調査対象者	調査方法	回収数 (回収率)
①ひとり親家庭等アンケート調査	平成28年8月1日(月) ～ 平成28年8月31日(水)	平成28年7月末現在、東浦町遺児手当受給資格者335名	ひとり親等手当現況届提出の通知に同封し、対象者にアンケート用紙を郵送。	207 (61.8%)
②ひとり親家庭等実態調査	平成29年8月1日(火) ～ 平成29年8月31日(木)	平成29年7月末現在、ひとり親家庭等手当受給資格者324名	現況届提出書類として窓口にて回収。	194 (59.9%)

(2) アンケート調査の結果概要

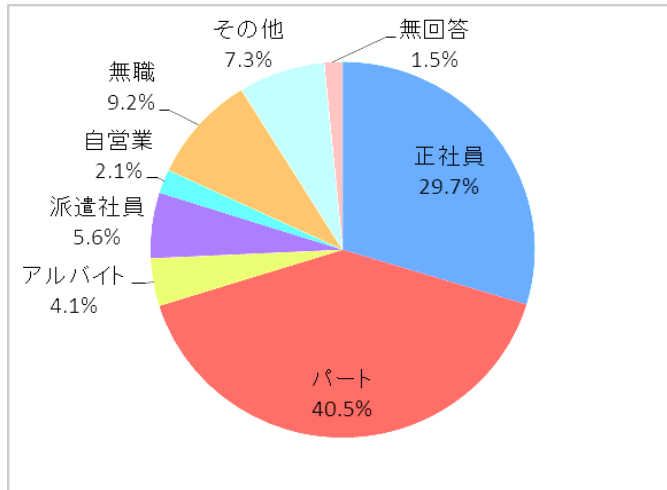
ア 世帯の所得(手取り)について

世帯の所得について、「100万円～200万円未満」が38.1%と最も多く、次いで「200万円～300万円未満」が29.4%、「100万円未満」が11.3%となっています。「0円」が5.2%おり、未就労者の生計維持方法については、「ひとり親等手当」や「貯金」によるとの回答が多くありました。



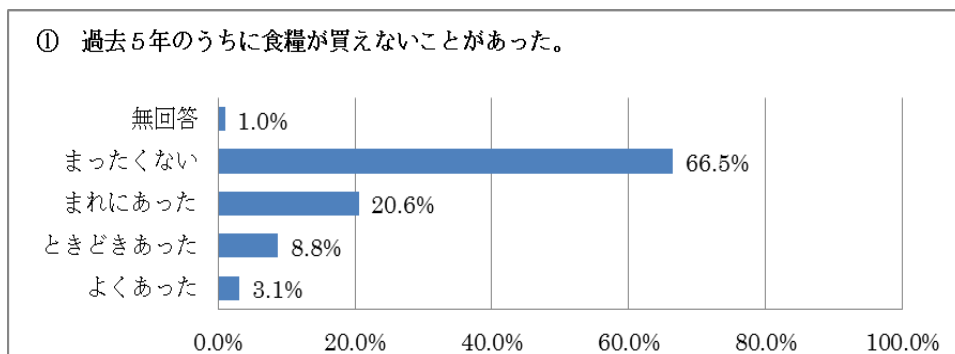
イ 現在の就労状況

「無職」と回答した方が 9.2%であることから比較的就労率は高いことが読み取れます。「パート」が 40.5%と最も多く、非正規雇用である「アルバイト」や「派遣社員」と合わせると全体の約半数に達しています。それに対して「正社員」は 29.7%でした。

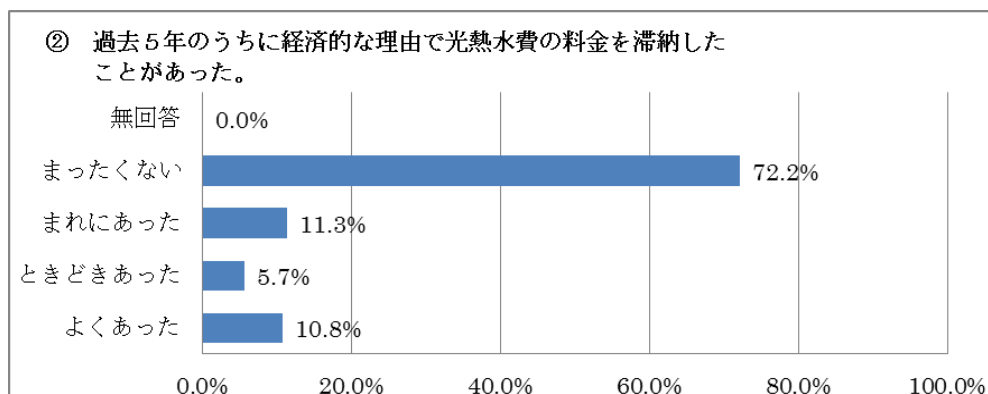


ウ 各家庭の経済状況について

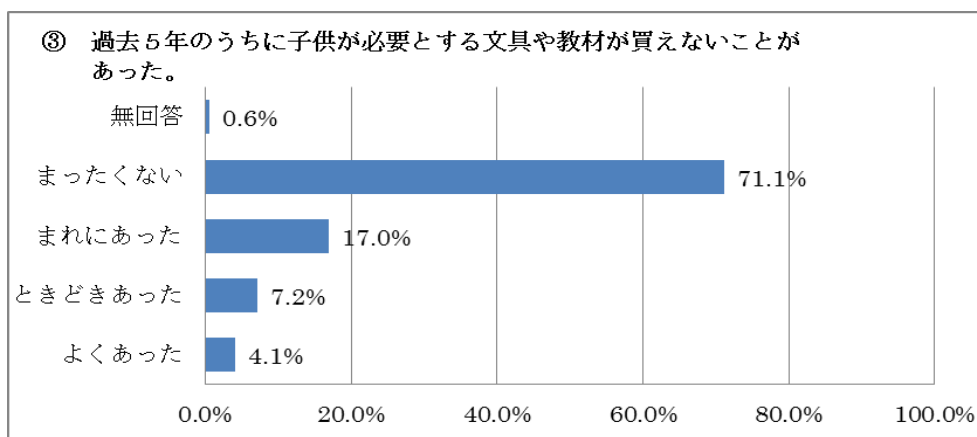
食糧が買えないという経験の有無について、「まったくない」と回答した人が最も多い 66.5%である一方で、32.5%の人が過去5年のうちに食糧が買えないという経験をしていました。



経済的な事情による光熱水費の料金の滞納の有無については、経験のある人の割合としては 27.8%と比較的低いですが、「よくあった」が 10.8%と他に比べ高い結果となりました。

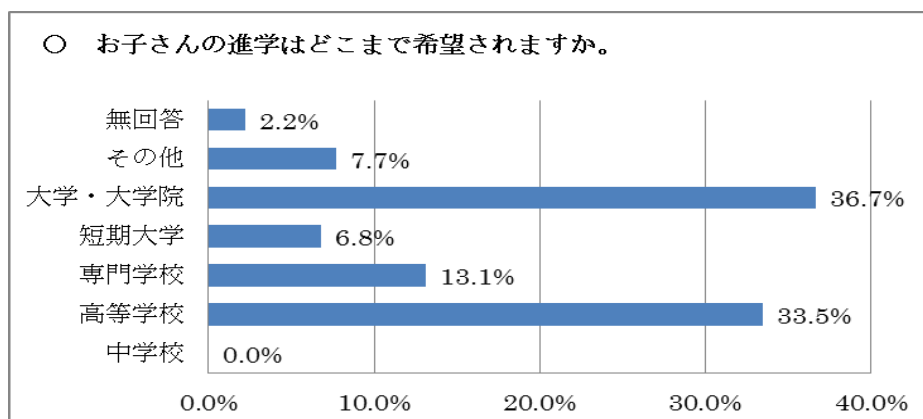


学用品については、「まったくない」が 71.1%で最も多く、次いで「まれにあった」が 17.0%でした。



エ 子どもの進学について

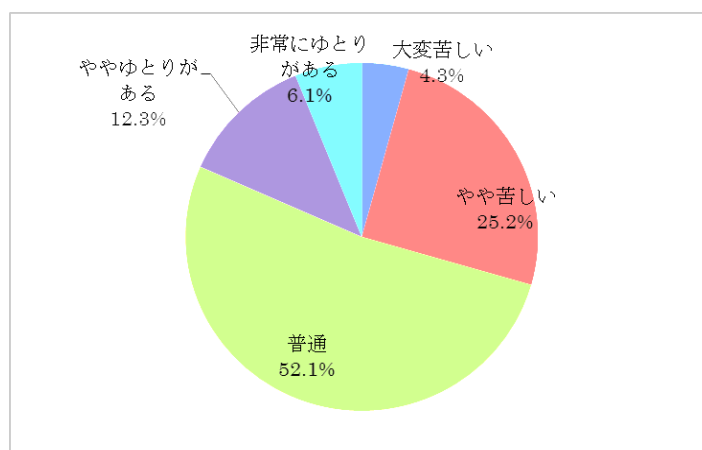
「大学・大学院」まで進学することを希望すると回答したのは 36.7%であり、次いで「高等学校」が 33.5%、「専門学校」が 13.1%となっています。「大学・大学院」と比べると「短期大学」までと回答した方は非常に少なく、6.8%でした。



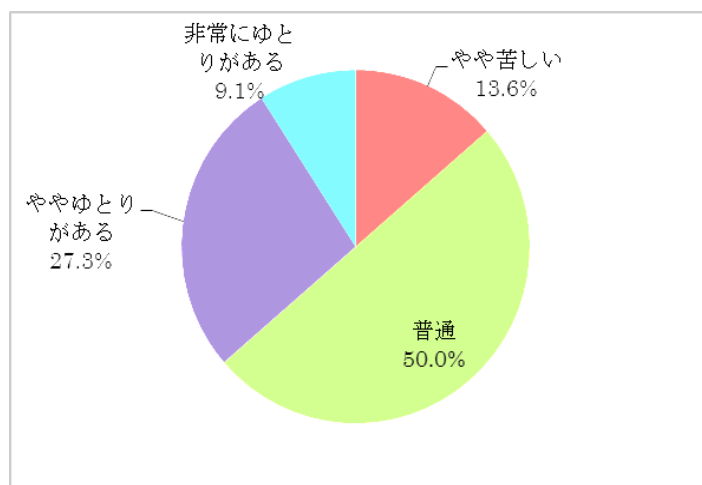
オ 自身の子どもの頃の生活と現在の収入の関連について

世帯収入が 200 万円未満を収入区分Ⅰ、200 万円以上を収入区分Ⅱとし、自身の子どもの頃の生活の状況はどのようであったか分析を行った。収入区分Ⅱの世帯で「やや苦しい」が 13.6%に対し、収入区分Ⅰの世帯で「大変苦しい」が 4.3%、「やや苦しい」が 25.2%と合わせて 29.5%でした。

収入区分Ⅰ



収入区分Ⅱ

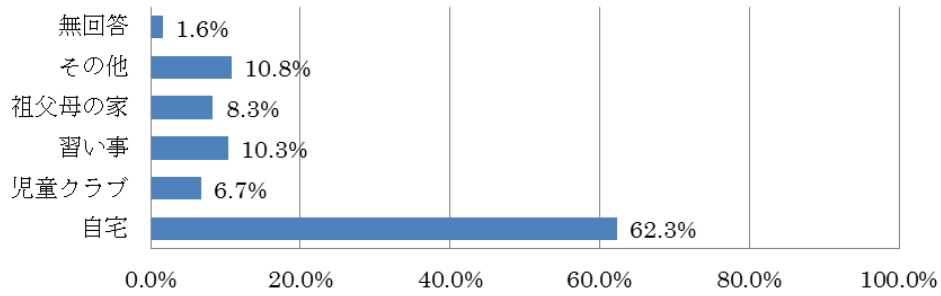


カ 放課後（下校後）の過ごし方について

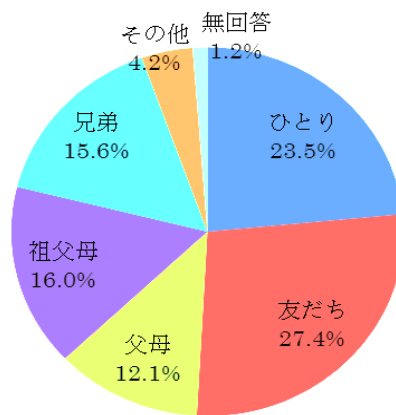
放課後、「自宅」で過ごす方が 62.3%と最も多く、次いで「習い事」が 10.3%でした。「その他」と答えた方の回答としては、アフタースクールや放課後等デイサービスなどが多くみられました。

一緒に過ごす人については、「友だち」が 27.4%と最も多く、「ひとり」で過ごすと答えた方が 23.5%と 2 番目に多い結果となりました。

① お子さんは放課後、どこで過ごすことが多いですか。

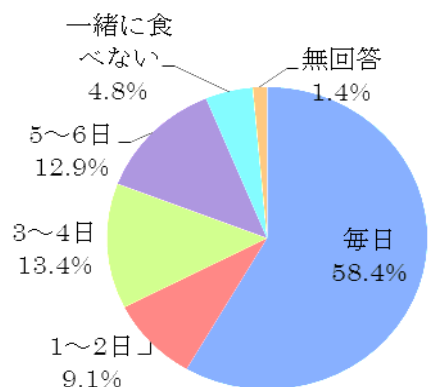


② お子さんは放課後、誰と過ごすことが多いですか。

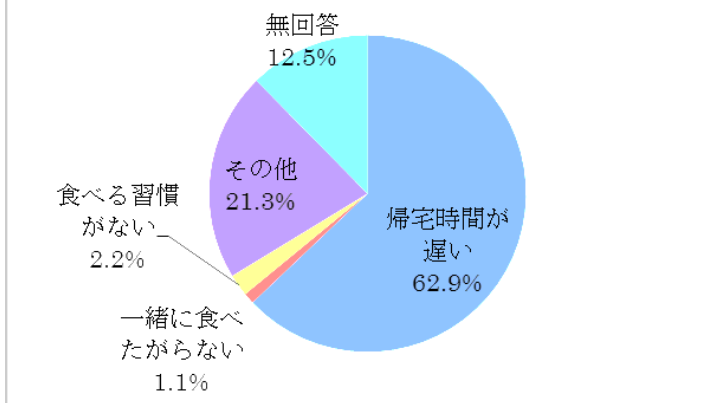


親子で夕食を食べる日数は、「毎日」が 58.4%となっています。週に1日でも一緒に食べない日がある家庭は 40.2%であり、理由としては、「帰宅時間が遅い」が最も多く 62.9%でした。

③ 一週間のうち、親子で夕食を食べる日数はどのくらいですか。



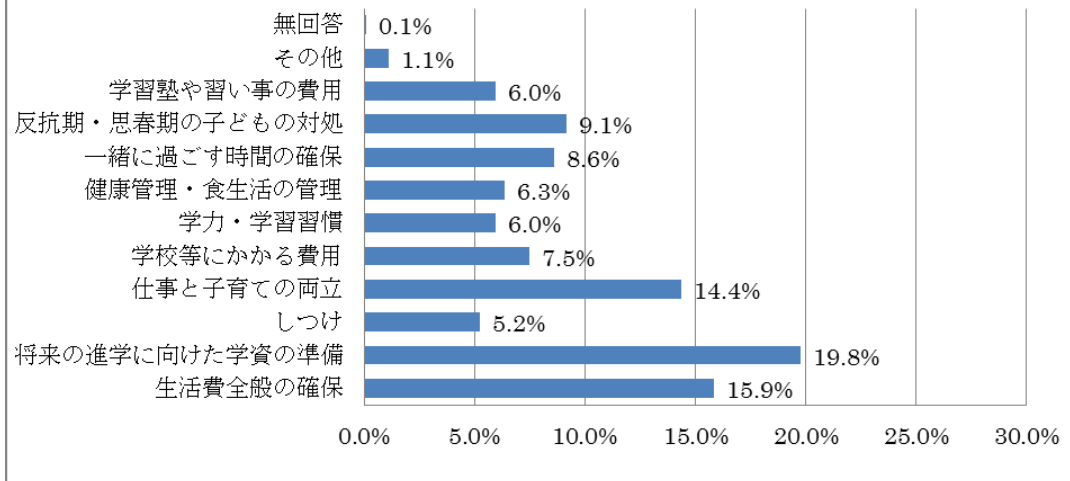
④ 夕食を一緒に食べていない理由は何ですか。



キ 子育ての負担

「将来の進学に向けた学費の準備」が大変だと感じている方が最も多く 19.8%でした。次いで、「生活費全般の確保」が 15.9%となっており、多くの方が経済的な面での負担が大きいと感じていることが分かりました。また、「仕事と子育ての両立」についても 14.4%の方が大変だと感じています。

○ 子育てに関することで特に大変だと感じることは何ですか。

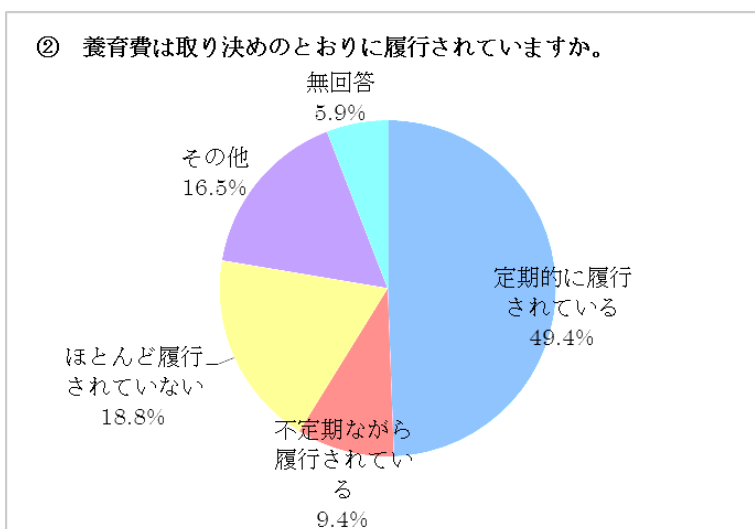
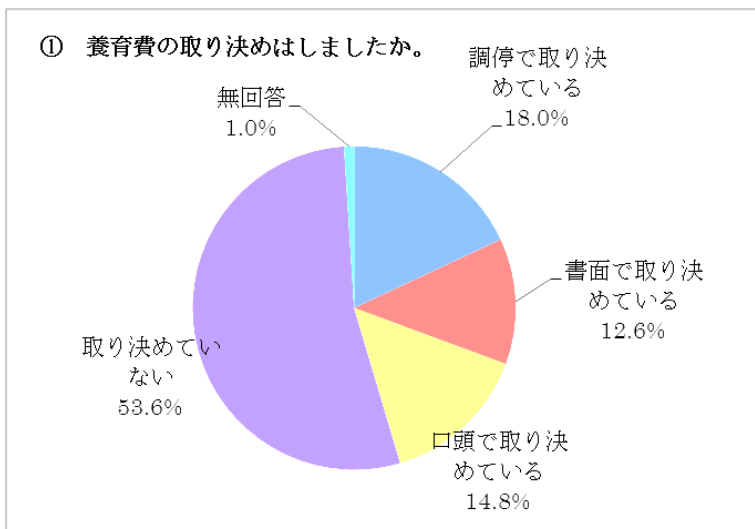


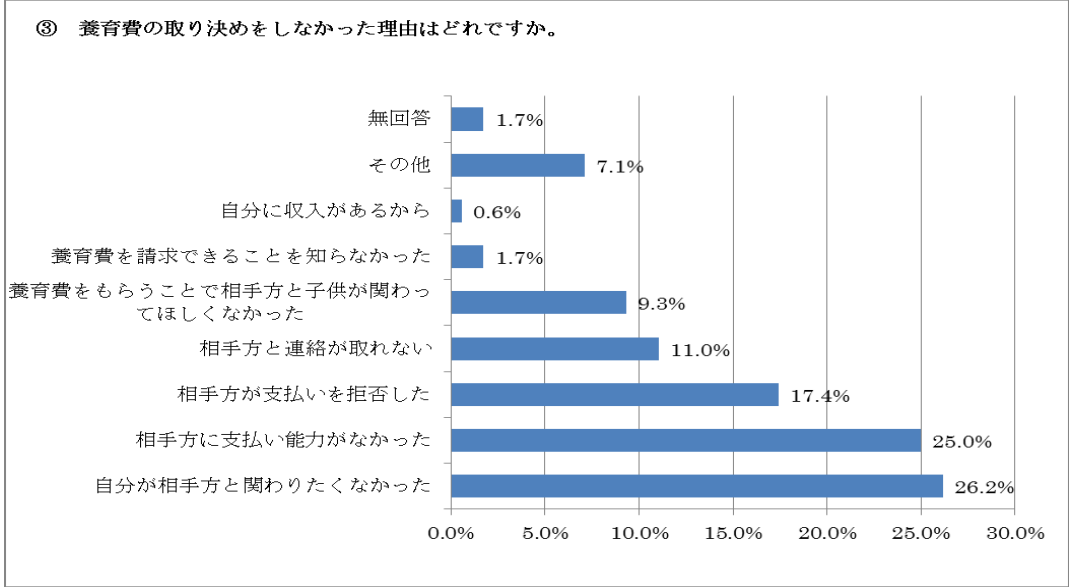
ク 養育費について

離婚または未婚のひとり親で養育費の取り決めをしているのは 45.4% であり、取り決め方法ごとの内訳としては「調停で取り決めている」が 18.0%、「書面で取り決めている」が 12.6%、「口頭で取り決めている」が 14.8%となっています。53.6%の方については「取り決めていない」ということでした。また、取り決めた養育費の金額の平均は 39,037 円となっています。

取り決めをしていると回答された方で、「定期的に履行されている」と回答した方は 49.4%、「不定期ながら履行されている」方は 9.4%となっています。18.8%の人について「ほとんど履行されていない」と回答しています。

「取り決めていない」と回答された方の理由は、「自分が相手方と関わりたくなかった」が 26.2%、次いで「相手方に支払い能力がなかった」が 25.0%、「相手方が支払いを拒否した」が 17.4%となっています。また、1.7%は「養育費を請求できることを知らなかった」と回答しています。



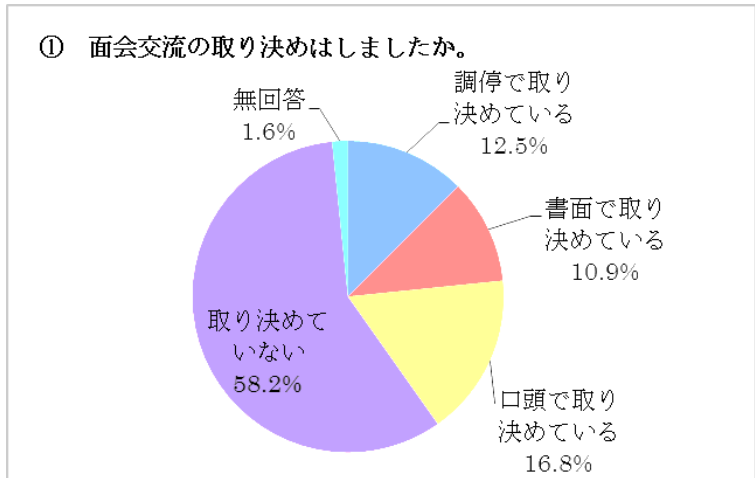


ケ 面会交流について

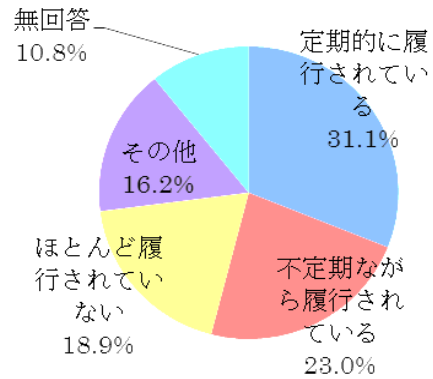
離婚または未婚のひとり親で面会交流の取り決めをしているのは40.2%であり、取り決め方法ごとの内訳としては「調停で取り決めている」が12.5%、「書面で取り決めている」が10.9%、「口頭で取り決めている」が16.8%となっています。58.2%の方については面会交流は「取り決めていない」ということでした。

取り決めをしていると回答された方で、「定期的に履行されている」と回答した方は31.1%、「不定期ながら履行されている」方は23.0%となっています。18.9%の方について「ほとんど履行されていない」と回答しています。

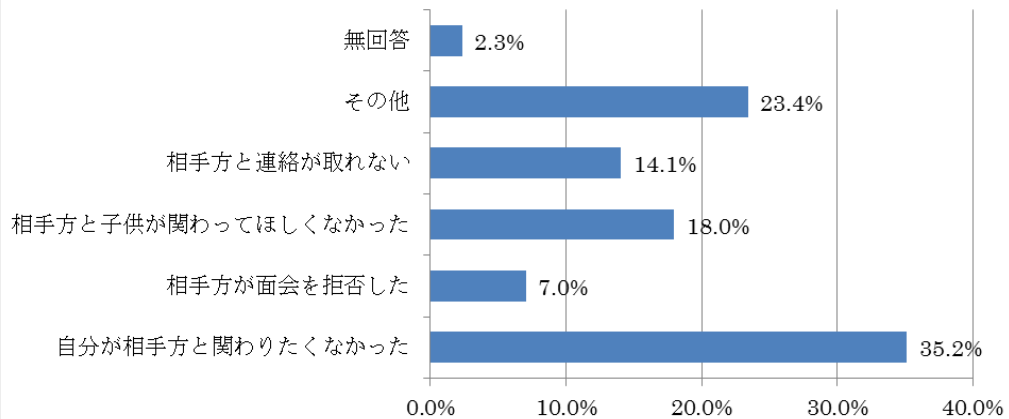
「取り決めていない」と回答された方の理由については、「自分が相手方と関わりたくなかった」が35.2%、次いで「相手方と子どもが関わってほしくなかった」が18.0%、「相手方と連絡が取れない」が14.1%となっています。



② 面会交流は取り決めのとおりに履行されていますか。



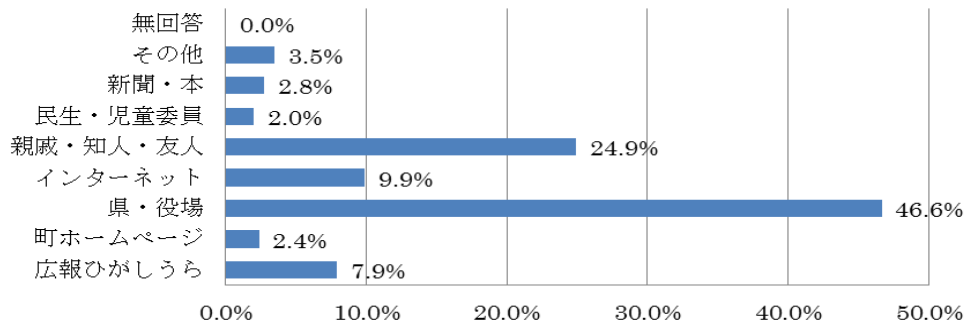
③ 面会交流の取り決めをしなかった理由はどれですか



コ 支援策の入手方法

「県・役場」で支援策を知った人が46.6%と最も多く、次いで「親戚・知人・友人」からが24.9%、「インターネット」が9.9%でした。

○ 手当などの支援策について、どのような方法で知りましたか。
※主なものを2つまで



サ 必要、重要であるとする支援

最も多くの方が必要、重要であるとする支援は、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」で 42.5%、「一時的に必要な資金を借りられること」が 10.9%、「病気や出産などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること」が 10.7%となっています。

また、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」、「就職のための支援が受けられること」と答えた方がともに 7.6%いました。

